

論文

女人禁制の解除過程

——境内地から地域社会へ——

島津良子

キーワード：女人禁制 高野山 家族 地域社会 寺社領

1. はじめに

(1) 先行研究

1872 (明治5) 年、太政官布告 98 号によって解禁されるまで、大門から奥の院までの高野山上が僧侶とそれを支える男性のみで構成された、いわゆる「女人禁制」の慣習を守る特殊な社会であったことは広く知られている。女人禁制についての先行研究はそれほど多くはなく、大きく二つに大別できると思われる。その一つは女人禁制の起源とその仏教民俗的意義を追究するものである。代表的研究としては、自身も長く金剛峯寺で唯那 (ゆいな)⁽¹⁾ 職を務めた日野西真定の長期にわたる研究⁽²⁾ があげられる。一般に女人禁制の起源は弘法大師空海が高野山を出家者の厳格な修行の場とし、女性の存在は戒律遵守の妨げになるとしたことに始まるとされるが、氏の研究は、女人禁制の慣習には女性は男子よりも前世からの因縁で罪業が深いため (五障)、聖域である高野山上に立ち入ることは禁じられるという仏教の世界観と、女性は月水の穢れがあり、結界内には入れないという日本古来の穢れ観念の仏教化という二つの要素が融合していることを明らかにした。

もう一つの研究は、宮坂宥勝の『高野山史』に代表される研究である。その特徴は、古代以来金剛峯寺を中心に発展してきた高野山の歴史を一般史の中に位置づけようとするところにあり、女人禁制については主として近世から維新以降の時期で扱われている。

二つの代表的な研究の共通点は、研究者がいずれも高野山上に暮らす金剛峯寺の要職にある僧侶であり、仏教研究者でもある、という点にあった。こ

これらの先行研究は、仏教や弘法大師空海、金剛峯寺についての豊富な知識に支えられており、同時に高野山在住という立場から知り得たエピソードも多くとりあげられているのが特徴である。

(2) 高野山上地域の近代史料収集の現状

上記の先行研究とは少し違った、地域史の視点からの資・史料収集が行われたのが、2000年に始まり、筆者も参加した高野町史編纂事業である。自治体による編纂事業という性格から、高野町史では、最も散逸と消滅が懸念された、地域に残る諸家文書と高野山を支えた周辺村々で行われてきた民俗・慣習を中心に資・史料の収集が行われ、高野山上だけではなく近世以降の高野町地域全体の歴史像を描くことに主眼を置く方針が取られた。その第1冊目の成果報告が、筆者と町史事務局が編集した『高野町史 近現代史年表』⁽⁴⁾である。この『年表』は、住民にとって最も身近な時代でありながら、研究の少ない近・現代の高野町地域の年次別史実を確認し、今後の研究のたたき台としようとする試みであり、最終的に出典として採用した文献は、合計303種⁽⁵⁾にのぼった。

『年表』の編集過程では、採録すべき事項について、文献や史料によって年月日や内容について複数の異なる記述がある場合が多く見られた。年表事項には、最も信憑性が高いと判断したものを採録したが、出典文献に番号をつけて必ず出典を明記し、異なる年月日や記述のある場合には複数の出典文献番号を列記して、その事項の歴史的信憑性についての再検討が可能なように編集した。

本論文は「女人禁制」が解除されていく時期の同『年表』に採録された年表事項を分析することによって、高野山上が金剛峯寺支配下の男性のみが居住する境内地から、住民が家族を形成し子どもたちが学校へ通う、高野村大字高野山という地域社会へと変貌する過程を跡付けようとするものである。また、同時に『年表』採録の事項に地域史、家族史の観点からの分析を試みることで、同『年表』の持ったたたき台としての有効性を確認しようとする研究でもある。

本論文では、特に出典を記さない明治以降の出来事の内容や年月日は、この『年表』に採録したほぼ疑念なしと判断した事項によるものである。出典が余りにも多く煩雑なため、年表事項の出典についての詳細な書誌情報につ

いては『年表』事項末につけられた出典文献番号と出典文献一覧を参照してほしい。⁽⁶⁾同様に『年表』に採録した事項以外の歴史的事象についても『年表』の出典文献一覧を利用し、註には年表の出典文献一覧の番号と著者、題名、出版年のみを記した。また、史料の全文が『高野町史 史料編』に掲載されているものについては、史料編の史料番号を示した。⁽⁷⁾繰り返し使用する出典については、前掲註番号と『年表』の出典文献一覧の史料番号のみを示した。

2. 明治維新による激変

(1) 近世高野山上地域の概観

初めに近世の高野山上の状況を概観しておこう。

まず、いつ頃から高野山上に僧侶以外の俗人が住むようになったのか、については、江戸時代長く続いた高野山学侶と行人との争いが学侶方の圧勝で決着した、いわゆる「元禄聖裁」(1692 = 元禄5年)によって、多数の行人方僧侶が流罪や放逐となった結果、行人方の寺院900以上が廃絶され、その跡地に町人が住み着くようになったのがきっかけであったとされる。⁽⁸⁾

その後、1734(享保19)年に行われた弘法大師900年御遠忌では女性参詣人も多数の参詣人にもまれて千手院橋(金剛峰寺大門内の交差点)付近まで入山して来ていたという、また1786(天明6)年には変装した女性がひそかに奥の院納骨堂に参詣したことがあるといい、⁽⁹⁾奥の院御廟付近はよく女性参詣者に侵入されていたとされる。⁽¹⁰⁾これらのエピソードに特徴的なことは、この時代まで結界内への女性の侵入に対してつきものであった違反者への天の戒め、たとえば雷鳴などの天変地異が起こったというような記述が見当たらないことである。近世すでに女人禁制は綻びはじめ、結界が破られても少なくとも天罰は下らなくなっていたのである。⁽¹¹⁾

一方、山上の商工業の営みはその後急速に発展したようで、1834(天保5)年の大師1000年御遠忌には小田原町(高野山上の中心街)に、どの程度の構築物かは不明だが、「手すり」を構えた店舗10軒程ができていたという。⁽¹²⁾同じく天保年間(1830~1844年)には行人長屋の商売人は300戸にのぼったともいう。⁽¹³⁾1839(天保10)年に完成した、紀州藩編纂による『続紀伊風土記』には、本家「小粒丸」の看板を出す薬屋や、足袋や反物を売る衣料品店が描

かれた挿入図がある。庇のある畳敷きかと思われる店舗の描写や往来に描かれる多くの旅人と行商人の姿からも、あながち誇張とも思えない商売人の数である。⁽¹⁴⁾

これらの賑わいは山上生活に大きな影響を与えずにはおこななかった。しかし、大っぴらに口に出してはいけないことばがたくさんある。そこで高野山独特の隠語が生まれた。いわく、「胎蔵界（女性）」、「歌菩薩（芸者・遊女）」、「高野心経（男色）」、「白なすび（卵）」、「巻紙（⁽¹⁵⁾鯉節）」、「折釘（雑魚）」、「赤こんにやく（牛肉）」、「泡般若（ビール）」などなど。ちなみに高野山上に初めての酒屋「辻栄商店」が開業したのは、1866（慶応2）年のことである。単なるエピソードだけではなく、この頃の高野山の生活の様子を裏付ける史料も存在する。1869（明治2）年9月の神谷の茶屋総代が提出した「奉差上一札之事」の文書である。⁽¹⁶⁾「弊風」を「一新」するようという金剛峯寺総裁庁（1869＝明治2年4月設置）の命に従って、神谷の茶屋営業者たちは、以降僧侶はもちろん、相手が俗客であっても「酒妾散財」がましきことは取り持たない、召し抱えの女性にも盆と正月以外には紅白粉はつけさせない、違反したときは処罰されても文句は言わないと申し合わせた、文書である。明治維新の翌年、中央政権の交代に危機感を募らせた金剛峯寺が寺内刷新に乗り出した時の史料であるが、幕末期の高野山周辺の状況のある程度推測できる史料といえよう。⁽¹⁷⁾

(2) 近代化と既得権の排除

前項でみたような近世末からの参詣客の増加と女人禁制の綻び、高野山上とその周辺での商業活動の活発化と山上生活の世俗化という幕末状況の中で明治維新の変革がやってきた。明治新政府ははじめ高野山の支配にまで手が回らず、金剛峯寺による支配を事実上認めていたが、1870（明治3）年12月、全国の社寺領の上知を決定、金剛峯寺も翌1871（明治4）年1月境内地以外のすべての寺領2万1千石を、1873（明治6）年5月には山林2900石を明治新政府に返還した。

つづいて1871（明治4）年4月戸籍法が公布され、僧侶も苗字をつけて全国民統一の戸籍に登録されることとなった。さらに1872（明治5）年2月、僧位・僧官による僧侶の特別待遇が廃止され、同年3月、太政官布告98号で「神社仏閣ノ地ニテ女人結界ノ場所有之候処自今被廃止候条、登山参詣等

可為勝手事」と女人禁制解除の命が布達されたのである。布告の直接のきっかけは1872(明治5)年に開かれた京都博覧会に夫婦で訪れ、夫婦で教会に通う習慣のある欧米の観光客に対して、比叡山登山を夫人にだけ拒否することは難しい、と考えられたことからだったらしく、女人結界の廃止はいわば明治新政府の欧風化政策の一つとして登場した。と同時にそれは金剛峯寺をはじめとする仏教各派にとって、神仏分離令に始まる廃仏毀釈の波と仏教界に対する既得権剥奪とともにやってきた、長い宗教的伝統を否定する政策でもあった。維新の大波の中、山内の「弊風」を一新し、再度世俗とは切り離された厳しい修行の場としての特殊性を強調することでこの危機を乗り切ろうとしていた高野山では、布告直後僧侶による女人再禁の血盟書が出され、デモのような示威運動も出現したという。金剛峯寺も明治新政府に布告取消の嘆願書を提出した。しかし、新政府による近代化政策は止まらず、女人結界廃止の翌月1872(明治5)年4月には太政官布告133号により、僧侶の肉食、妻帯、蓄髪、法要以外での平服着用が達せられた。

すでに緩み始めていた女人禁制について、解禁のお墨付が出たことの影響は大きく、翌1873(明治6)年春頃には女性参詣客が高野山に登ってくるようになったという。逆に、1873(明治6)年には、山上町家の炭間屋で高野山初の結婚式が行われたことに対しては、猛反発の中、炭の不買同盟まで作られたという話も残っている。

これらの混乱に対して金剛峯寺は、1872(明治5)年には教義所を新設して山内の寺院、町屋の取り締まりを強化、六尺棒を持って山内に女性がいないかどうかを見張る「ぼんだ」(番太?)を置くようになった。

山内住民たちの反応も、長い高野山の伝統を破る女人禁制の解除について、当初は金剛峯寺の思惑を推し量ったものであった。1874(明治7)年11月には「町内議定」⁽¹⁹⁾と題する町家の申し合わせ書が作られている。それによると、明治政府の一連の禁制解除は「祖師江奉対恐多き事」であり、町家に混乱をもたらしている、我々はこれまで通り「御法度之儀大切ニ相守可申筈」であり、肉や不浄の品、遊芸道具(楽器など)の販売をしないことはもちろん、「居酒屋猶見苦敷商法」は決してしない、女人禁制については「家族親類之女人参詣有之節ハ時日組長江届ケ出、両日ヲ限滞留」、遠方の場合の1泊のみを届け出の上認めてもらうと約束し(第6条)、「麓廻り之茶汲女杯夜中密ニ雇入、酒宴ケ間敷儀可慎筈」(第13条)と金剛峯寺の弊風一新の方針にも

従う、と述べられている。この申し合わせ書からは文言とは裏腹に、山内で居酒屋のような煮売り屋商売がすでに存在し、神谷の茶汲女を呼んでの酒宴も開かれていたこと、町家での女性の宿泊も家族、親類と称して届け出さえすれば、可能であったことが推測できるのである。

(3) 金剛峯寺の対抗措置

一連の新政府の布告については仏教界全体から強い反発と撤回要求があり、1878 (明治11) 年2月、内務省は一定の譲歩を示している。女人結界を廃止し、僧侶の肉食、妻帯を許可したのは、あくまで国家の法律としてだけであって、各宗派の宗規には関係ない (宗規では禁止してよい) と布達したのである。これに力を得て、1879 (明治12) 年、高野山では「一山成規改正案」⁽²⁰⁾ が作られている。内容は「婦女は僧風を乱」すから決して寺内に止宿させてはならない、「檀縁の婦女登山ノ際ハ」、寺内に「通夜室」を設けて参籠させる。(町家の?) 「所縁の婦女」は遠くてその日の内に帰村できない者に限って一泊を許す。一夜以上の通夜を乞う者はその理由を教議所に届け出る。但し、「貴頭ノ婦女子」の官命に依っての登山など、やむを得ない場合は臨時の取り計らいをする。長屋 (寺院が所有し商家に貸している建物) は時々見廻り、嚴重に違反を取り締まる。再犯の場合は退去させるので、「婦女ヲ隱匿」したり、肉を売ったり食べたりする者があれば「教議所へ報告シ処分ヲ請求スヘシ」というものである。信徒である女性参詣人の登山そのものははや止められない、しかし、金剛峯寺の権威の根源である、厳しい修行の場であるという宗教的特性を守りぬくためには常住につながる連泊だけは阻止したい、金剛峯寺は教議所を置いて、寺内の僧侶だけでなく俗人である町家の住民をも取り締まり、違反すれば退去を命じる権限がある、と旧来の高野山一円に対する金剛峯寺の支配権は譲らないことを再度宣言した「山規」⁽²¹⁾ の改正案であるが、官命登山者の夫人や貴賓の女性には例外的措置を認める、として国法への妥協もあわせて示している。

同じ年、寺院の貸し長屋で営業する町家に対して肉食、楽器演奏、囲碁などの娯楽禁止、妻女居住禁止などを確守するよう求める「一山成規細則」(第6条が「貸与長屋取締規則」「附営業者出店取締規則」⁽²²⁾ となっている) も作られている。これによって、僧侶ではない町家の住民も、たとえ自宅であっても高野山で営業する者は「山規確守」の誓約書を書いて教議所に出願しなけ

ればならないことが再確認された。その内容は「家族召使の別ナク婦女ハ一切止宿為致間敷ハ勿論、遠隔親戚ノ婦女參詣登山ノ際即日帰村難相成者モ、一泊限り」しか泊めてはならない、7歳以下の小児の居住も禁止、婦女の衣服、頭飾品、猥雑な書画を売ってはならない、音曲、囲碁、歌舞は禁止、「祖師尊影、札守、経帷子ヲ懇求スルモノアルトキハ」寺院に案内するように、「俗家ニ於テ右等ノ品授与売渡」は禁止である、これらに違反した者は退去させる、というものであった。

同じく1879(明治12)年には東京での「真言宗合同大成会議」で山規についてほぼ同内容の「一山成規改正案」が決定され、「監視兼整法係」を置くこととなった。これを受けて翌1880(明治13)年1月には金剛峯寺傘下71寺院の住職が、「山内同盟規約條款」を提出している。その内容は、明治の世は「山内女人往来參詣ノ世ト雖モ」それは「白昼ヲ限り」、院中での「婦女子ノ止宿ハ更ニ厳然ト制禁」する、但し官命による婦女子への取り扱いが教議所の指揮に従う、長屋の住人も妻女の居住は勿論、親類といえども女人の止宿は禁止する、僧侶は住職、徒弟に至るまで、山上、山下において、女犯、肉食の所業があれば教職を剥奪される、これらを「一山興復」のため、「仏誠祖訓の旨趣」に基づき、「精談厳立スルモノナリ」という山規遵守の誓約書であった。

同年3月には真言宗管長が内務省に真言宗寺院内の女人止宿禁止の正式許可を求め、「書面之趣聞置候」と許可されたことにより、4月「宗内各本山及管理元取締中」に対して、「寺院ニ於テ女人止宿等断然停止ノ旨」が改めて達されている。⁽²⁴⁾ また、翌月の5月には高野山各院が、寺院内の女人止宿を再度禁止する旨の届を和歌山県に届け出ている。⁽²⁵⁾ 僧侶が妻帯して肉食している、などと伝え聞けば、信徒はこれを「忌嫌」し、布教しても「馬耳風之如ク」で、「信従」する者はいなくなるだろう、「十万信者ノ帰向」によって永続する高野山にとって、「衆庶之渴望」を失うことが第一の「憂患」である、「内務省の認可」を得た上は、再度女人止宿を停止して「清潔閑寂ノ靈区」として「制規ヲ厳立ニシ汚名ヲ洗滌」したい、という県への届書の文章には、高野山各寺院が感じている危機感が強く表れている。届は具体的内容として、白昼の女性参詣は認めるものの、内務省の了解のもと「山内制規肅清ナル上ハ」女人禁制を「以前ニ復シ」、寺院内、町家内ともに女人止宿は認めない、女性参詣人については寺院外に止宿所を新築するべきであるが、当面「旧女

人堂ヲ營繕シ、仮ニ宿所ヲ設」け、「女人堂新築費ハ、各寺女人参詣ノ多寡ニ応シテ課出」することとすると述べている。しかし、「界外（結界の外）」の旧女人堂は老朽化しており、新築するにも「界外」は「峻嶺ニシテ寸土」なく、増加する女性宿泊者を収容しきれないし、維新後経済的に余力のない各寺院が参籠所を新築するというのも困難であった。同年7月金剛峯寺は、僧院に隣接しないという条件で、「界内」での女人参籠所の新築を許可しているが、⁽²⁶⁾「界内ニ於イテ区域ヲ判然ト殊別シ之ヲ院外ト」して参籠所を新築するというこの案も、その後広まった形跡は⁽²⁷⁾ない。1880（明治13）年11月、寺院共同で「界内」の上ノ段空き地に女人参籠所を新築することが許可されているが、結局これは大滝村の住人個人経営の有料宿泊所として実現したという。1881（明治14）年2月、「閑寂」の「空き坊」を教議所が借り受けて女性参詣者を宿泊させることにも許可が出ていることを考えあわせると、この民間経営の施設も長続きしたとは思えない。

これらの規制の一方で1879（明治12）年8月、九度山生まれの萱野いちの（登山当時21歳）が高野山に登り、この女性が高野山最初の永住女性とされている。白馬に乗って高野山へ乗り込んだ、という伝説まである、山規を破ることを決意して高野山に登った女性である。登山の年月日が事実であれば、いちのは1880（明治13）年時点で（たびたび入山と下山を繰り返したとしても1泊どころではない形で）すでに半年以上山内に滞在しており、その後も下山していないということになる。金剛峯寺の決定や寺院、町屋の誓約にもかかわらず、明治10年台前半頃から女性が一泊のみで下山するという山規は事実上守られなくなっていた可能性が高いのである。むしろ、その実態が余計に金剛峯寺の度重なる連泊阻止の取り締まり強化を呼んでいたのではないだろうか。

さらにこの実態に拍車をかけたのが、御遠忌をはじめとする各種の宗教行事開催に参加する女性参詣者の増加であった。1881（明治14）年8月に行われた根本大塔再建起工式法会では「一山の各寺院日々八、九千人を宿泊して余地を残さず、女人の参籠所は少狭にて何の用もなさず、町家に隙あらん限りはこれを宿泊せしめしかど」入りきらず、金剛峯寺も「此の法会三日間に限り」、特別に「寺院に女人を宿泊せしむるも苦しからず」との例外措置を許可せざるを得な⁽²⁸⁾かったのである。

3. 参詣人の増加と女人常住取り締まり

(1) 明治17年御遠忌のインパクトと取り締まりの強化

前項にあげた1881(明治14)年の法要に続く1884(明治17)年の大師1050年の御遠忌は、参詣人50万人といわれる大規模な法要となった。この法要の女人参詣については山内に「女人往来禁止」の制札が立てられ、新たに山規を定めた金剛峯寺が「一山監査人ヲ増加シ昼夜各寺院長屋ヲ点査シ」、捕物道具を持って厳しい「女狩り」を行なったため、女人の参詣は「皆無」、まったく途絶えた、とする文献が多いが、研究者からはおおむね疑問視されている。筆者も同意見である。日野西眞定は、1884(明治17)年11月金剛峯寺が取り締まり強化のため月給2円の「山内女肉徘徊探偵方」を任命している事実をあげ、しかもこれ以降「日並記」(金剛峯寺の日録)に記載のある被摘発女性は、すべて山内在住の女性であったことを指摘している。連泊どころか、すでに居住している女性がかかりいたことになる。

金剛峯寺の、貸し長屋への取り締まりを示すものとしては、1886(明治19)年8月付けでの実際の借家人からの請書が残されている。これによれば、貸与にあたって長屋の借主は、金剛峯寺が定めた山規を厳守することを約束して、近隣地縁組の組長と長屋所有者である寺院住職も連署した請書を教議所に提出しなければならなかった。しかし、1886(明治19)年8月の別の請書の中に書き写されている金剛峯寺の「山規実施達書」という文章中には、「諸国ノ信徒此ノ醜状ヲ見聞セハ其感想果シテ如何ゾヤ」という金剛峯寺の嘆きをよそに、山規は年を追って緩み、最近では「長屋居住者或ハ男女雑居幼児ヲ養育シ」、音曲や囲碁を楽しんでいる者もある、という記述があり、山内での家族居住が進む現実を映し出している。

1886(明治19)年11月、金剛峯寺は、大字高野山には僧侶の他本籍地を置かせず、婦女は寄留も許さず、という方針を再度和歌山県に出願して許可されている。これは1889(明治22)年、町村制施行後にも「従来通り」と引き続き有効と認められ、かろうじて金剛峯寺の主張を県が追認する形を保っているが、これとても現実の家族居住を止める手立てになり得るものではなかった。

1888(明治21)年3月、高野山は二日続けての大火に襲われた。その焼け

跡に自力で家を建てる住人が一気に増えたことも進行する現実を後押しした。同年11月教議所は、「二夜已上宿泊」している女性、町家で飲食している僧侶、「乱酔ニ乗ジ」で「山規紊乱ノ挙動ヲナス」僧侶があれば教議所へ報告するように、魚鳥獸肉類を「担荷」する者は山外に追放するように、と命じる文書を出して、取り締まりを強化している⁽³⁴⁾。1890(明治23)年にも金剛峯寺は、町屋で喫茶、喫飯、煙草を吸う僧侶を見た者は教議所に報告せよといい、「俗宅ニ於テ婦女ヲ潜宿」させる者、肉食をする者は捜索して厳重に取り締まるとして「山内護衛規則」を通達したが、効果は薄かった。寺院、町屋、その他高野山に居住する者すべてに向けて出されたというこの文書では、言葉つきも「山規確守遵奉セシメ、(靈域高野山を)清涼潔如ナランコトヲ熱慮懇望ス」と丁寧なものとなっている。住人の中には大火の焼け跡に自力で家を建てた、貸し長屋の借主ではない住人も増えており、これらの住人へは金剛峯寺の高圧的なやり方での支配が及ばなくなっていることが推測できるのである。大火の翌年8月には、毎月7日と24日に寺院の院主が当番となって貸し長屋の取り締まりを行う、という金剛峯寺からの回覧が回されているが、この文中にも長屋に婦女や女兒の姿があることが記され、もはや大っぴらな家族居住が存在していたことがうかがえる。

大火から2年半、1893(明治26)年10月、和歌山県から高野山に「請願巡査」⁽³⁶⁾の派遣が許可され、これまで金剛峯寺が担っていた山内の「風紀取締」を巡査も行なうこととなった。金剛峯寺は取り締まりの力を半ば失い、代わって行政の一員である巡査がこれを担ったのである。僧俗両方、境内地一円に対する金剛峯寺の支配権はこの時点でほぼ消滅したといえよう。以降巡査は金剛峯寺に代わって月1、2回の「女狩り」を実施したが、形式的取り締まりになっていたようだ。女狩りにあったら常住女性は日暮れまで畑や山に隠れてやり過ごすか、家にいても女兒は男装させ、大人は参詣人を装ったという。戸口に脱いだ草履や草鞋を濡らしておいて、今到着して草鞋を脱いだばかり、という様子を装うのだという話が伝わっている。高野山で今でもよく聞く話である。

同じころ、1894(明治27)年5月には、公式に認められた高野山最初の子どもが誕生した。官命を受けて家族同伴で赴任した営林署長の長女であり、金剛峯寺の支配の及ばない営林署官舎での誕生であった。子どもは父親の転勤で下山する4歳の時まで周囲の僧侶たちにもかわいがられて高野山で成長

したという。

(2) 町家による山規改正運動と山規全廃

1897(明治30)年7月、真言宗の宗規から僧侶の妻帯禁止条項が削除され、真言宗全体の中でも僧侶の妻帯が認められた。同じ年11月、高野山の風紀体面は維持しつつ、寺院と町家とが利害損得に関して一致協力したいとする高野山町家同盟会が結成された。同盟会は、町家への取り締まりが厳しい山規を訂正し、女人の滞在と囲碁、将棋などの娯楽を解禁するよう教議所に出席したが、教議所はこれを却下、従来通りの山規による取り締まりを議決した。町家住人による初めての山規改正要求は却下され、山規は変わらなかった。しかし、実態はというと、大門付近の商家には経営者の家族や店員が多く居住していたが、1泊を過ぎるといったん大門を出て再び参詣人として門内に入るということを繰り返していたというのである。町家の住人は1899(明治32)年7月にも再び山規訂正方を申請しているが、受け入れられることはなかった。山規の建前と現実とが大きく乖離しているのはもはや誰の目にも明らかであった。1901(明治34)年には、日清戦争戦没者七回忌のために登山した小松宮が⁽³⁷⁾「女人留山、連泊許可」を求める令旨をくだし、金剛峯寺に形骸化した女人禁制を解くことを促している。

この状況にたまりかねて出されたような印象があるのが、1902(明治35)年11月に金剛峯寺の書記を務める人物が提出した「山規ノ議ニ付建言」である。金剛峯寺内部の人間という立場上「山規ノ当山信仰上ニ必要ナル」ことは疑いない、としながらも、建言者は今や高野山の俗家の「十ノ八、九ハ婦女潜伏シ、肉食する者は枚挙にいとまがないという現状を指摘する。警官が説諭し、教議所に報告しても、「教議所ニ於テ之ヲ処分スル事至難」であり、厳しすぎる山規は空文化している、むしろ実行可能な「適宜ノ法文ヲ設ケテ実行ヲ期スヘキ」である。「住民」(ここで初めて「住民」の語が登場する)の中には山規の「不便、否不法」を訴える者も多く、俗家は久しく山規の改正を望んでいる。住民に本籍を置かせないから、人は金銭のみを目的として登山し、山上を一時的な稼ぎ場所と考え、目的を達すればすぐに山を去ってしまう。何よりも、俗家には女性の止宿を許さないと言いながら、寺院は「洗濯女」と称して数十日も女性を滞在させる。山規を守らない俗家の言い分は「俗家ノミヲ責テ寺院ヲ責メスト云ニアリ」、俗家に山規を守らせる

にはまず寺院が模範を示すべきである。最近では新任の郡長や村長、郡吏までが山上での新規の営業許可には金剛峯寺教議所の承認が必要なことさえ知らず、営業許可には山規遵守の誓約書が必要というきまりも有名無実となっている。要は国の法律と相いれない山規の励行は不可能なのである。山規は「信仰及徳義上ヨリ遵守セシメサルヘカラス」というのであれば「教会ヲ設ケテ住民ヲ教化シ、自ラ反省山規ヲ守ラシムル」ことこそが必要である。「寺院ニ対スル制裁」なしに俗家だけを責めるのでは「百年河清ヲ待ツ」ようなものである⁽³⁸⁾。

山規は空文化して、もはやその意味を失っている、という建言の指摘に金剛峯寺からの反論は見当たらない。翌1903(明治36)年には力を失った「ぼんだ(番太)」による見廻り制度が全廃され、その翌年、1904(明治37)年に起こった日露戦争がとどめとなった。相次ぐ出征兵の応召に主を失った商家には留守居の女性の姿が日増しに増え、銃後を守るという大義名分には金剛峯寺も譲歩せざるを得なかった。1904(明治37)年5月、開戦後3カ月で金剛峯寺が「臨時措置」としてではあるが、女性の山上居住を公式に認めたのである。

このまま、事態は終息するかと思われたが、建言書に対するリアクションも金剛峯寺の中では起こっていたらしく、それを示唆する1904(明治37)年10月付けの住民による署名活動の文章が残されている。それによると、金剛峯寺では山規を旧に復して「嚴重ニ取り締ランガ為メ」「委員ヲ選定シ」て知事に請願しようとする動きがある、これを許せば町家の「自由行動ヲ妨害」することは明らかである、我々は「自由民権ヲ發揮」して反対を請願するので、署名捺印してほしいという署名活動であった⁽³⁹⁾。署名集めは実行に移されたようで、68名が連署した嘆願書が残されている⁽⁴⁰⁾。文面は、金剛峯寺が復活しようとしている旧山規は「文明ノ域ニ進メル内外人ノ信仰ヲ保ツノ効アルヲ保シ難キノミナラズ、遇々其笑ヲ招クノ虞アリ」、これが実現すれば、我々は、「憲政ノ恩沢ニ浴スルノ權」を妨げられてしまう、願わくば「適法ノ下令」をこうむり、我等に「憲政治下ノ民タル幸福ヲ得セシメ賜ハンコトヲ」嘆願する、というものであった。嘆願書は、自由民権運動の波をくぐった時代の雰囲気の色濃く反映しており、これ以降時代に逆行する旧山規が再び日の目を見ることはなかった。そして、1905(明治38)年6月15日、ついに金剛峯寺が開宗1100年記念大法会にむけて、女性の高野山内居

住を公式に認めることを宣言した。これに先立つこと約10数年、明治10年台後半には山上における実際の家族生活はすでに定着していたが、公式にはこの日をもって、高野山の女人禁制は完全に消滅することになったのである。翌年1905(明治38)年7月には、早くも有志の手によって資金が集められ、高野山に私立尋常小学校を設立する趣意書が高野村に提出された。翌年1906(明治39)年12月、この学校は和歌山県によって認可され、公立高野山尋常小学校となる。⁽⁴¹⁾1906(明治39)年4月、小学校最初の授業は高野山西院谷の民家の離れ座敷、6畳二間を借りて開始され、18名「位」の生徒が集まったと回想されている。⁽⁴²⁾

1906(明治39)年5月、金剛峯寺は町家から町家総代兼風紀係14人を任命、教議所から山規改正案が示された。高野山規は不文律とする、というものであった。これを受けて町家からは、高野山の発展のため、不文律としての山規の精神を活かして信仰維持を誓う答申書が出され、6月、山規の乱れに注意するようにとの回達を各寺院に回した上で、金剛峯寺は正式に山規を不文律とする旨の通達を出した。開宗1100年記念法要は女性へ規制なしで行われ、町家は高野山護持会(風紀興隆会)を作って金剛峯寺に協力の姿勢を示した。長い女人禁制の時代はここに名実ともに終止符を打ったのである。

4. おわりに

(1) 明らかにできたこと

高野山は、江戸時代を通じて金剛峯寺が僧侶も俗人をも支配する寺社支配の境内地であった。高野山上での「女人禁制の解除過程」は単に参詣における女性登山解禁だけの問題ではなく、山上においての、女性が居住する家族生活の形成とその定着のプロセスでもあり、金剛峯寺の支配する境内地から高野村(のちには高野町)という地方自治体の大字高野山という地域社会への変貌過程でもあったというのが、本論の基本的趣旨である。本論では、天保期から幕末期をその変化の前段階としてとらえ、1872(明治5)年の女人禁制解除の太政官布告以来およそ30年かかったこの転換プロセスを三つの時期に区分して、その画期と変化の様相を跡付けた。三つの時期はそれぞれ、本論2.(2)と3.(1)と3.(2)にあたり、金剛峯寺と地域住民との関係は

次のようにまとめることができる。

第一期 封建領主としての金剛峯寺の支配権喪失の時期

明治政府の近代化政策と僧侶の特権剥奪、
国法による女人結界の廃止、高野山での女性参詣の解禁

第二期 宗教的支配者としての金剛峯寺の山内支配権保全活動の時期

明治新政府への対抗、宗規(山規)としての女人禁制の続行
一山肅清運動と取り締まりの強化
女性参詣者の連泊禁止と実態としての居住女性の増加

第三期 町家「住民」の成長と山規改正運動の時期

進展する町家の家族生活と山規の空文化
金剛峯寺による女人禁制の完全解除

町家から金剛峯寺への、地域住民としての協力体制へ

本論の分析に当たっては1. (1) にあげたような、高野山の僧侶でもある研究者の女人禁制に関する研究と史料紹介の長い蓄積の上に、高野町史編纂事業が収集した多数の地域史料を組み合わせるという方法論を取った。その結果、女人禁制解除過程を高野山上の家族生活の形成と確立の時代ととらえ直すことができた。これは言い換えれば、高野山上が金剛峯寺という宗教権力支配地である境内地から、寺院と地域住民とが協力して街づくりをする、大字高野山という一つの地域社会へと変貌する過程でもあった。本論が、複数の視点からの分析を可能にする悉皆調査の重要性、網羅的データの収集と年表化(小規模ながら一種のデータベース化でもある)の有効性、を示す試論の一つとなり得ていれば幸いである。

(2) 課題と展望

本論の残した最大の課題は、金剛峯寺側の史料の不足である。日野西氏の史料紹介、山口耕栄氏による『高野山年表』⁽⁴³⁾の事項などの先行研究には、金剛峯寺所蔵の記録や文書類、刊行物が数多く出典としてあげられている。これらは金剛峯寺内部者ゆえに閲覧できた史料であり、原本はいまだ公開されていない。したがって多数の重要史料が原本確認未済のままであり、本論は金剛峯寺の膨大な史料群のほんの一部を先行研究の史料紹介などから間接的に垣間見ただけなのである。金剛峯寺所蔵文書の本格的調査が実現することを期待したい。

また、本論で気になりながらも踏み込むことができなかったもう一つの課題は、女人禁制解禁前に町家で行われていたという叔父甥相統⁽⁴⁴⁾と、女人禁制以降の町家の相続形態とがどのような形で接続され、移行していったのか、という問題である。この解明には高野山町家の系譜をひく商家の所蔵する古文書史料の調査と同時に、家系図などの私文書の閲覧と聞き取り調査が必要であろう。プライベートな内容にまで踏み込む調査でもあり、難しい点もあるが、古くを知る住民からの聞き取りは緊急を要する課題でもあり、ぜひ実現して、紙上に報告したいと考えている。

第三に、「女人禁制の解除過程」という本論の主題に限定されて、高野山上の地域社会としての歴史について、日露戦争直後までの時期しか扱うことができなかった。三つの時期区分の次の時代、日露戦後社会から大正期にかけて、御遠忌や宗教イベントによって加速されていく、宗教都市という特色を生かした地域づくりの時代を描くことがすでに史料的に可能になっている⁽⁴⁵⁾。第二の課題を含めて、別稿で続編を書くことを筆者の直近の課題として筆をおくことにしたい。

註

- (1) 今も御廟内で生きて人々を救い続けているとされる弘法大師の食事の世話をする職。以下、人名についての敬称は省略した。
- (2) 本論に関係する分野での代表的研究としては高野町史編纂委員会編『高野町史 近現代年表』2009年6月高野町。以下、『年表』と略称し、「出典文献」の語は省略する。出典文献No112 日野西真定「高野山の女人禁制」『東方界』連載1978~79年があるが、その他にも氏による数々の貴重な史料紹介がある。
- (3) 『年表』No5 宮坂宥勝・佐藤任『新版 高野山史』1984年。宮坂宥勝は『弘法大師空海全集』(全8巻 筑摩書房)を監修した仏教学者、インド哲学者。佐藤任は密教学者で高野山宝善院住職。
- (4) 註2前掲『年表』。他にも高野山に関する近代の年表には、高野山報恩院住職山口耕栄が『高野山時報』や金剛峯寺所蔵の「日並記」などの歴大な資料を使って作成した、『年表』No15 山口耕栄『高野山年表』1977年がある。これは金剛峯寺を中心とした年表である。
- (5) 使用した文献は、『紀伊毎日』などの新聞・雑誌類、『町勢要覧』などの自治体行政資料、『和歌山県史』などの自治体史刊行物、学術論文・著作

類、その他、高野山に関する多様な出版物、すべてではないが町史収集古文書史料の、編集時点で目録が完成していた区有文書や学校文書などの近代古文書史料など多岐にわたる。数十年にわたる新聞記事を1点と数えるのも不適切かと考え、仮に単位を「種」とした。

- (6) 註2前掲『高野町史 近現代年表』「出典文献一覧表」はp 151～155。たとえば1888(明治21)年3月23日の高野山大火については、出典にあげただけでも23の文献がこの火事について触れている。事項の文章作成にあたっては二つの出典の、信憑性ある記述(と判断したもの)を複数組み合わせられた部分もあり、それをさかのぼって分別して出典を示すのは余りにも煩雑となるので、この方法を取ったことをご容赦いただきたい。
- (7) 高野町史編纂委員会編『高野町史 史料編』2011年3月高野町。以下、『史料編』と略称し、本文中には実際の文書の原題(原本にタイトルのない文書もある)を、註には編者が原題を補って命名した文書名をあげた。また『史料編』には、高野山の歴史に欠くことのできない重要史料でありながら、金剛峯寺所蔵文書が未調査のため原本確認ができず、論文中の史料解説文をそのまま掲載したもの、編者が年月日を推定したものなどがあることを付記しておく。詳細は『史料編』参照。
- (8) 『年表』No.29 安藤精一『高野山の寺内町』1968年。
- (9) 『年表』No.30 水原堯栄「弘法大師遠譚史」1981年、年表No.200 日野西眞定「高野山の女人禁制」1993年『高野山麓天野の文化と民俗』所収。
- (10) 註9前掲『年表』No.200。
- (11) 註2前掲『年表』No.112。
- (12) 註3前掲『年表』No.5。
- (13) 註8前掲『年表』No.29。
- (14) 高野町史編纂委員会編『高野町史 民俗編』2012年3月高野町 p 424。
- (15) 註2前掲『年表』No.112。『年表』p17 コラム「町家」参照。
- (16) 高野山参詣道の宿場町、ほとんどの住民が旅館や茶屋を営み、繁盛していたという。
- (17) 『史料編』No.129「神谷茶屋心得につき一札」(高野山勸学院文書)。
- (18) 高野山上に住む、俗人住人を総称してこう呼んでおく。
- (19) 『史料編』No.133「高野山町家議定」。
- (20) 『史料編』No.138「高野山一山成規改正案」(年未詳を推定)。
- (21) 女人禁制や肉食、遊芸の禁止などを定めた金剛峯寺の規則を総称してこう呼んでおく。

- (22) 『史料編』 No.85 「高野山貸与長屋取締規則」(年未詳を推定)。
- (23) 『史料編』 No.140 「高野山内同盟規約条款」。
- (24) 『史料編』 No.141 「真言宗寺院内女人止宿禁止につき達」。
- (25) 『史料編』 No.142 「高野山女人止宿厳禁届」。
- (26) 『史料編』 No.144 「高野山女人参籠所新築許可につき議案」。
- (27) 『史料編』 No.143 「高野山女人参籠所新築願」。
- (28) 『史料編』 No.147 「高野山根本大塔再建起工式につき女性宿泊許可の記事」。
- (29) 『史料編』 No.150 「高野山規」。
- (30) 『年表』 No.137 水原堯栄 「金剛峯寺年中行事」 1982年他。
- (31) 註2前掲『年表』 No.112。
- (32) 『史料編』 No.92 「高野山貸長屋規制規請書」。
- (33) 『史料編』 No.151 「高野山規実施達書につき請書」 請書は1886(明治19)年8月付けであるが、その中に書き写された「山規実施達書」には年月日がなく、文中の記述から作成年は1885(明治18)年5月以降、明治19年8月以前と推定した。
- (34) 『史料編』 No.152 「高野山規取締件」。
- (35) 『史料編』 No.153 「高野山内護衛規則」。この他、東小田原通りの大火当時(1890=明治23年頃カ)に出されたとする同様の「再度高野山規」(『史料編』 No.154)も残っている。
- (36) 派遣を願い出て配置される警官。高野山には1899(明治32)年まで派遣されていた。警官による山規違反の摘発はそれ以降も続いていたようである(『史料編』 No.161 「高野山規につき建言」参照)。
- (37) 小松宮彰仁親王。伏見宮邦家親王の第八皇子、王政復古で還俗し、議定、征夷大將軍となり、のちに近衛師団長などを歴任。
- (38) 『史料編』 No.161 「高野山規につき建言書」。
- (39) 『史料編』 No.163 「高野山規厳重取締反対請願案」。
- (40) 『史料編』 No.164 「高野山住民高野山規反対嘆願書」(年月日未詳を推定)。
- (41) 『史料編』 No.222 「高野山私立学校設立趣意書」。
- (42) 『史料編』 No.223 「高野山小学校創設回想記」。
- (43) 註4前掲『年表』 No.15
- (44) 註3前掲『年表』 No.5 p183
- (45) 註7前掲『高野町史 史料編』で六つに分類して掲載した史料分類ごとの「解説」参照。

(奈良女子大学 家族史)